令和8年(2026年)10月5日
厚 生 委 員 会 資 料
健 康 福 祉 部 障 害 福 祉 課

(第72号議案)

# 中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について

## 1 改正理由

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要があるため。

## 2 改正の内容

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について、児童対象性暴力等の防止の規定が追加されたことから、本条例についても規定を整備する。(第４５条関係)

## 3 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| 目次　(略)<br>第１章　(略)<br>第２章　指定福祉型障害児入所施設<br>第１節・第２節　(略)<br>第３節　運営に関する基準<br>第７条～第４４条　(略)<br>(児童対象性暴力等の防止)<br>第４５条　指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第２４条の１１第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定により、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和６年法律第６９号)第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(障害児と接する業 | 目次　(略)<br>第１章　(略)<br>第２章　指定福祉型障害児入所施設<br>第１節・第２節　(略)<br>第３節　運営に関する基準<br>第７条～第４４条　(略)<br><br>第４５条　削除 |

| | |
|---|---|
| 務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。 | |
| 第４６条～第５３条　（略） | 第４６条～第５３条　（略） |
| 第３章・第４章　（略） | 第３章・第４章　（略） |
| 附　則　（略） | 附　則　（略） |
| 附　則<br>この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。 | |